

再エネ特措法の
申請手続きの電子化について

再エネ特措法に基づく
認定・届出の申請手続きが

2022年4月から
電子化されます。

これまで、再エネ特措法に基づく申請手続きのうち、太陽光(50kW未満)を除く電源種の認定・届出の申請手続きについては、申請書を作成後、必要書類と併せて郵送にて申請いただいておりました。

この度、これまで申請書の作成支援を行っていた再生可能エネルギー電子申請システムにおいて、申請手続きまで行える機能を追加し、システム上で申請が完結できるようになりますので、今後は電子申請をご利用ください。

電子申請の利用にあたっては、事前にGビズID(※)のプライム又はメンバーのアカウント取得が必要ですので、申請までに取得いただくようお願いいたします。

電子申請のメリット

- 申請期間中は24時間いつでも届出・申請が可能
- 申請書の作成や必要書類の提出が容易
- 書類の不備等があった場合の再提出が容易
- 申請履歴が簡易に確認

電子申請の対象手続き

- 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスの 新規認定申請
- 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスの 変更認定申請
- 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスの 変更届出申請
- 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスの 廃止届出申請

エネルギー電子申請システムを利用するには
事前にGビズIDのアカウント取得が必要です。

GビズID

1つのアカウントID・パスワードで、経済産業省が提供する様々な行政サービスが利用できるサービスです。
アカウントは以下3種類あり、このうち再エネ特措法に基づく認定・届出にはGビズIDプライム又はGビズIDメンバーのアカウントが必要です。GビズIDの取得、各種詳細情報は、GビズIDのホームページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)を参照ください。

GビズIDプライム

印鑑証明書と、登録印鑑押印済み申請書を郵送し、審査通過すると発行されます。同一法人内のGビズIDメンバー、GビズIDエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。

GビズIDメンバー

GビズIDプライムの利用者が、組織の従業員用にマイページで作成することで発行されます。同一法人内のGビズIDプライム、GビズIDエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。

よくあるご質問と回答

Q1

以前、紙で申請した事業について、電子申請で変更認定申請はできますか。



A1

過去に紙で申請して頂いた事業についても、認定後にシステムに反映されれば電子申請で変更認定等の手続きが可能です。なお、紙で申請された場合は認定情報がシステムに反映されるまで時間がかかる場合がございます。

Q2

電子化対象手続きは電子申請のみでの受付となりますか。



A2

基本的に電子申請での受付となります。やむをえず電子申請を行えない場合は、再生可能エネルギー電子申請システムにログインし、申請書を作成、印刷し、必要書類と併せて郵送にて提出可能です。ただし、インターネットからの履歴確認等は実施できません。



Q3

電子申請のやり方はどこを確認すれば良いでしょうか。



A3

再生可能エネルギー電子申請ポータルに操作マニュアルを掲載していますので、該当する手続きのマニュアルを確認ください。

<https://www.fit-portal.go.jp/Manual>



Q4

電子申請を行うにあたりどのような事前準備が必要でしょうか。



A4

電子申請を行うにあたり以下の事前準備が必要です。

- ①インターネットに接続可能なパソコン
- ②GビズIDのアカウント(プライム又はメンバー)及びパスワード
- ③再生可能エネルギー電子申請システムのログインID、パスワード



其他のお問い合わせ

再生可能エネルギー電子申請システム問い合わせ

WEBサイトはこちら

<https://www.fit-portal.go.jp/UserInquiryTop>



その他、制度に関するご質問については

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するお問い合わせ窓口 **0570-057-333** までお問い合わせください。